

平成十九年五月十六日提出
質問第一二二九号

ビザなし交流の訪問団と第三十八瑞祥丸船長との面会に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

ビザなし交流の訪問団と第三十八瑞祥丸船長との面会に関する質問主意書

一 二〇〇七年五月十五日付の北海道版朝日新聞二十八面に「進む開発 論議平行線 国後・択捉『ビザなし交流』 同行取材 拿捕船長の面会求めず『友好の家』で同宿か」という見出しで、

「北方領土の国後島、択捉島を訪れた『ビザなし交流』の訪問団は十四日、根室で会見し、十、十一両日に滞在した国後島で、今年一月にロシア国境警備局に拿捕された漁船第三十八瑞祥丸の川端隆船長（五十一）について、面会の働きかけをしなかったことを明らかにした。

ビザなし交流団の実務を担当する北方四島交流北海道推進委員会の木藤実参事は『交流団の目的以外の活動にあたるので、（働きかけも、面会も）一切していない』と述べた。

参加者によると、滞在先の国後島古釜布の『友好の家』で、一部屋だけ使用禁止の部屋があり、そこに川端船長らしい日本人男性が収容されていた。監視はついていなかった様子だったという。

昨年八月、第三十一吉進丸の拿捕銃撃事件で拘束された坂下登船長については、九月に家族からの差し入れを託されたビザなし訪問団の団長らが面会している。」

という記事（以下、「朝日記事」という。）が掲載されていることを政府は承知しているか。

二 「朝日記事」によれば、木藤実北方四島交流北海道推進委員会参事は「訪問団」が「川端船長」への面会を求めなかった理由に「交流団の目的以外の活動にあたる」ことを挙げているが、右は政府の公式見解か。

三 「訪問団」には外務省からの同行職員（以下、「同行職員」という。）がいたか。いたならば、その官職氏名を挙げられたい。

四 「同行職員」から外務本省に対して、「訪問団」による「川端船長」への面会について何らかの相談があつたか。

五 二〇〇七年五月十五日閣議決定された政府答弁書（内閣衆質一六六第二〇九号）によれば、北方四島は我が国固有の領土であるが、ロシアが法的根拠なくして北方四島を占拠している旨政府は認識していると述べている。ロシアが法的根拠なくして占拠している北方領土において拘束されている「川端船長」に対して、「訪問団」は「川端船長」の家族からの伝言を「川端船長」に伝える、または「川端船長」の健康状態を確認する等の目的の為、何らかの形で面会を申し入れるべきであつたと思料するが、政府の見解如何。

六 「朝日記事」によれば、二〇〇六年八月、第三十一吉進丸の拿捕銃撃事件で拘束された坂下登船長について、同年九月に家族からの差し入れを託されたビザなし訪問団の団長らが面会しているとされているが、これは交流団の目的以外の活動にあたるか。政府の見解如何。
右質問する。